

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号 管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1110010	商標登録申請手続の行政書士への開放	弁理士法第75条	弁理士法第75条により、商標登録出願等の工業所有権に関する出願に係る手続きの代理については、弁理士の専横業務とされている。	行政書士が商標登録申請手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標登録申請手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。 商標登録申請手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない弁理士過疎地域では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスを受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。 弁理士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。 商標登録はA4サイズ1枚の定期的なもので、年間的約万件の本人出願が行われており、4分3秒程度で登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う資格を担保できる。	C	1. 提案理由について 企業は弁理士サービスを受けられず不便を強いられている」とされているが、平成19年6月末現在の弁理士登録数は7,200人超であり、年々増加傾向にある。現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国9地域への弁理士会やアンモニア水と一般地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めていると承知している。 また、地域におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかどうかの問題とは別次元の問題である。 利益相反問題もまたされているが、弁理士業務については、守秘義務(弁理士法第30条)や利益相反行為の禁止(同法第31条)の規定が設けられているところであり、指摘のような「企業秘密の漏洩」などの行為を防止する措置が講じられており、また、日本弁理士会においても、毎年開する倫理研修を通して、その啓蒙に努めていると承知している。 また、利益相反問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかどうかの問題とは別次元の問題である。 「行政書士は地域密着の法律専門家」とあるが、そもそも行政書士は、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする(行政書士法第1条の2)職種であり、法的手続に関する専門性の高い業務は行えないところ。また、各士業は、それぞれ法令に基づき業務範囲を遵守し、適正に業務を行うことが業法と承知している。 商標登録は本人出願が多いと指摘については、「一般商標」が自ら出願等を行う場合には、専ら当該者の責任の下でそれらの手続を行うのに対し、他者が業として代理する場合には、不特定多数の者から対価を受け取ってそれらの手続を行うという意味において、広く社会に不測の損害を与えることを懸念されることから、これらのケースを別々に扱うことは適切でない。即ち、自己責任で行うこと、代理として責任をもって行うことは別次元である。 地域団体商標・小売等役務商標制度については、日本弁理士会によるセミナーなどの広報活動、日本弁理士会本部における県単位での実地や全国都道府県東地域窓口の設置を行っており、ユーザーの利便性の向上に努めているところと承知している。	C						1 0 0 1 0 6 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省 経済産業省			
1110020	土業派遣の解禁(過疎地限定) 土業・・・弁理士・外国法律事務所弁理士・地方官士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	弁理士法第75条	弁理士法第75条により、弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、弁理士法に規定する弁理士の業務を業とすることができない。ただし、平成17年10月21日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる。相違に際すること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣とする場合には、労働者派遣を認める」とこととされた。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣禁止を解禁すべきである。現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣の派を認める	現在、土業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては土業不足のため、住民が都市部まで移動がしづらされ、満足した社会サービスを受けられない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C	弁理士を労働者派遣の対象とすることを認めると、派遣業者(派遣元)が、弁理士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣業者が弁理士業務を取り扱うこととなる。これは弁理士又は特許業務法人でない者が弁理士業務を扱うことを禁じた弁理士法第75条に抵触する。弁理士法に基づく業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う当該業務については指揮命令を受けることがないこととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものである。 なお、平成17年10月21日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる。相違に際すること(いわゆるコンサルティング)以外のものに関し、特許業務法人以外を派遣とする場合には、労働者派遣を認めることとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。当該弁理士の労働者派遣事業については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化(個別事業に係るものを除く)、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。」とされており、引き続きこの範囲において労働者派遣の対象とすることが可能である。 また、現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国9地域への弁理士会のアクセスポイントや全国都道府県東地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めているところである。	C						1 0 0 5 0 7 0	(株)パソナネット ドールキャビネット	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省			
1110030	個人向け発電機の設置の緩和	電気事業法第38条、第48条、第54条 電気事業法施行規則第65条別表第2	電気事業法第38条において、一般電気工作物の設置として、構内・設置する小売発電機設備であって、その発電に係る電圧が600V以下である場合に、一般電気工作物の扱いとする。また、暖めた水道水、あるいは純水によるアンモニア水の気化発電を行う(温泉水によるアンモニア水の気化)が行われているに限り、規制がなければ、その見直しを要する。	個人開発のアンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10KW未満・メンテナンスフリー)を最大3基、一般用電気工作物として、家庭、コンビニ、マンション等にリースし、低圧電力を提供する。提案理由: 環境に配慮した発電機により、無公害で安価な電力を提供する事が出来る。代替措置: マンテナンスフリーの発電機の開発により、主任技術者による保守・点検が不要になった。	内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10KW以下、電圧600V以下等の条件を満たすものは、現行法においても一般電気工作物である。以上の条件を満たさない発電設備は、事業用電気工作物となっており、この定義を見直し、保安に係る規制の少ない一般電気工作物とするには、当該設備において適切な保安水準の確保が達成できるという具体的な技術的根拠が必要である。 しかし、要望のあった「アンモニア水を媒体としたガスタービン」についてはこの様な根拠が示されていないため、対応できない。	C	右提案主体からの意見を踏まえ検討のうえ回答された。	C							1 0 0 3 0 1 0	個人	経済産業省		
1110040	LPGガス販売事業者による都市ガスの供給	ガス事業法第2条、第3条、第5条、第16条、第17条、第20条	一般ガス事業者が行う専管による大規模なガス供給という事業形態は原則として国が独占的に保有していると考えられ、その二重投資の防止を望むことが国民経済的に見て望ましいと考えられることから全ての者が自由に営めるものとするのではなく、一定の基準に適合することのみ、その営業を許可することとしており(法第3条)、一般ガス事業者は供給申込みに応じなければならない供給義務が課せられている(法第16条)。一般ガス事業者が独占的な立場を利用して契約内容を恣意的に定めたり、ガス使用者相互間に不当な差別別的な取扱いをすることを避けるため予め供給約を定めることを義務づけ、その設定を国が認可することで、業務の適性かつ公平な遂行を保證している(法第17条、第20条)。	一般ガス事業者の供給区域内において、LPGガス販売事業者が一般ガス事業許可を得ることを必要とせずに、一般ガス事業者から卸売を受けた都市ガス(天然ガスLPG)を需要家に供給することができる。また、一般ガス事業者からLPGガス販売事業者への卸売価格は、供給約款に基づき、都市ガスの供給はガス事業法により一般ガス事業者に限られているため、LPGガス販売事業者でも供給が可能となるよう規制緩和が必要である。 低圧供給の需要家の保安に関しては、一般ガスとLPGでは技術的に大差がない。高圧用規格を一般ガスに含ませることによってLPGガスの保安機関によっても十分に保安が確保できると考えられる。また、天然ガスLPGは空気よりも軽いためガス漏れが起こっても拡散し、LPGガスのように滞留することがないため安全性は高いといえる。	一般ガス事業者は供給区域内の一般の需要家から供給申込みに応ずるため、専管網を整備し安定供給を図るとともに、供給区域内の需要家保護の観点や環境の事業による二重投資の防止を図ることが国民経済的に見て望ましいと考えられることから事業許可制に地域独占を与えることにより、その規模の経済性を確保しつつ供給可能としている。 他方で、ガス事業法においては、平成7年以降、小売自由化範囲の拡大を遂げてきており、本年4月からは年間契約ガス使用量10万m ³ 以上の需要家については、一般ガス事業者以外の事業者による供給が可能となっている。また、新規参入事業者が一般ガス事業者からガスの卸供給を受ける価格については、従来より事業者間の歩合が低くなっており、特約料金規程はない。 更なる小売自由化の範囲の拡大のあり方については、その対象が家庭等の小規模需要家であり、取引の安定性、公平性、需要家の保安等の確保といった課題があることと考える。 なお、本年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、本年より、これまでの自由化範囲の拡大の実施状況の十分な評価を行い、全面自由化の在り方等についてその課題を明らかにすることで、許可を申請した場合、許可されるのかご教示いただきたい。	C	平成15年4月の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書において、既存一般ガス事業者の供給区域内の既存簡易ガス事業者が天然ガス利用をする場合一般ガス事業者に係る許可申請については、原則許可するとされていること。当該提案のようなケースにおいて、既存一般ガス事業者の供給区域内の既存LPGガス販売事業者が一般ガス事業者として許可を申請する場合は、許可されるのかご教示いただきたい。	C								1 0 0 7 0 1 0	総経エナライン株式会社 数敦ガス株式会社	経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1110050	伝統的工芸品指定要件の緩和	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	伝統的工芸品の指定を申出できている「事業協同組合等」とされている。	現行法で規定されている伝統的工芸品の指定要件について、事業規模が小さく、事業協同組合等の設立が困難な伝統的工芸品が多い地域(市町村)において、市町村が事業協同組合等と同様に申し出るとを認め、「地域希少伝統工芸品」として包括的に指定を受けることを可能とする。	現行法では指定要件を満たさないが、希少かつ重要な伝統的工芸品を包括的に指定することで、伝統的工芸品全体の振興を図る。 具体的には、伝統的工芸品の指定は個々の工芸品を対象としており、その申し出は事業協同組合等が行うこととなっているが、事業規模が小さい、従事者が少ないなど、事業協同組合等の設立が困難な地域にとって重要な伝統的工芸品であっても指定が受けられない未指定業種が数多くある地域においては、市町村が申し出の主体となり、包括的に「地域希少伝統工芸品」としての指定を受けると、その地域の実情に応じた伝統的工芸品産業の振興を図るものである。 提案理由： 本市には既に伝産法で指定されている6業種のほか、小規模な未指定業種が20種近くあり、それらは総体で本市の基幹産業としての特徴を占めるとともに本市の魅力のひとつとなっている。これら未指定業種の振興策は本市が独自に実施しているが、後継者不足や財政的基礎の脆弱さ等により存続すら危ぶまれる現状であり、より強い支援が望まれている。そこで、本特例措置により、市町村が事業協同組合等の代替機関となることで、これら未指定業種に替わって包括的な振興計画を作成することが可能となるとともに、それに基づく事業実施に必要な経費の一部について補助を受けることで、本市のみならず、これら未指定業種を擁する多くの市町村が、地域の実情に応じて充実した伝統的工芸品産業の振興施策を展開できるようになる。	C	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品産業への政策的な支援は、産業活動として維持・発展させていくことに主眼を置いており、製造事業者及び産地組合等が、自立的発展を目指した生産者としての主体的努力を行うことが前提で、これに国・地方自治体が側面的に支援していくもの。 伝統的工芸品の指定は、当該工芸品を製造する事業者を代表する事業協同組合等が申し出るものであり、自治体が申請するというには馴染まない。	提案にある小規模の未指定業種について、単一の業種では事業共同組合等は組織できないものの、伝統工芸品の普及振興を目的として、複数の業種が共同で組織する団体があること、民間の主体的努力を支援することが法の趣旨と一致することであるならば、複数の業種が共同で組織する当該団体の申請を認めてもらえようご検討いただきたい。	本提案は、複数の希少伝統工芸品が存在することで、それらが単体としては伝産法の指定要件を満たさないものの、総体として産業といえる状態を形成している地域における振興策の実施を想定している。その地域の希少伝統工芸品は、自発的発展が難しく、支援をしないと消滅する危機も考えられるため、地域の実態を把握している自治体による申請を提案し、より強固な支援を要するものとする。希少伝統工芸品の普及振興を目的として、複数の業種が共同で組織する当該団体の申請を認めてもらえようご検討いただきたい。	C	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」は、伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品について、民衆の生活の中ではなく(まれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存続し続ける基礎があること)にかんがみ、「産業」としての振興を図ろうとするものである。このため、伝統的工芸品の指定に当たっては、個々の工芸品ごとに申請し、個別に審査を行うこととする。このため、伝産法の趣旨に照らし、希少伝統工芸品を製造する事業者による事業協同組合等によって、別個に申し出を行っていただく(必要があると考えられるが、具体的な事業に関しては、個別具体的にご相談いただきたい。	我が国を支えるものづくりの礎は、大規模な伝統工芸品産業ばかりではなく、提案にあるような小規模ではあっても卓越した技術の総体によって築かれてきた。これが将来に向かって失われていくことは、地域に留まらず我が国にとっても大きな損失である。そのため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の中で、今この提案の趣旨を実現することを目指す。希少伝統工芸品を製造する事業者による事業協同組合等によって、別個に申し出を行っていただく(必要があると考えられるが、具体的な事業に関しては、個別具体的にご相談いただきたい。	環境・エネルギー・産業創造特区	1 0 2 8 0 1	金沢市	経済産業省			
1110060	風力発電施設に係る電気主任技術者の兼任要件緩和	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項、第3項「主任技術者制度の運用について(内規)(平成17年3月28日付け平成17-03-22院第1号)」	主任技術者に二以上の事業場を兼ねさせてはならないことになっているが、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であっても、経済産業大臣の承認を受けた場合は、二以上の事業場を兼ねることが出来る。兼任する事業所からたる連絡場所まで、2時間以内に到達出来なければならぬ。	電気主任技術者の免状は、取り扱う電圧等により第1種-第3種に分かれているが、第1種-第2種とも難易度が高く全国的にも人材不足しており、風力発電所の立地特性から本業では該当する種類資格を有する人材の確保が非常に難しい状況にある。風力発電施設の大部分の電圧は第3種の電気主任技術者で対応可能だが、変電所から電力会社の系統に連系するまでのごく狭小な範囲の電圧により施設全体を第1種か第2種の電気主任技術者で対応しなければならない。変電所は設備も単独で管理が容易である。電気主任技術者が複数の事業所を兼任する場合は、当該施設に2時間以内に到着する必要がある旨が規定されているが、緊急時の対応体制を整備している場合には、2時間以内の到着が難しい場合でも兼任を認め、2時間以内に到達出来なければならぬ。	C	代替措置の1、有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える。補助員(第3種電気主任技術者免状を保持している者)を各発電施設に配置して、2時間以内に到着できない場合は、の指示の下到着まで作業を行う	提案者から示された代替措置について、ご検討いただきたい。	「意見概要(詳細は添付資料参照)」 集中管理センターの業務形態や管理状況を次のとおりに計画しており、これらに対する検討・回答を要する。 ・集中管理センターでは、電気主任技術者等が24時間体制で監視 ・その他施設は平日の昼間のみ電気主任技術者等が駐在し、夜間及び休日には集中管理センターでの遠隔監視に切り替える。 ・集中管理センターには風車の運転監視、制御ソフトを備えたPCを設置し、モニターで全ての施設の運転状況を監視 ・トラブル発生時は、集中管理センターの業務員が、当該施設の電気主任技術者に自動報知 ・トラブルの内容により、集中管理センターでの遠隔復帰が当該施設の電気主任技術者が出動	C	以下の情報について回答するの、再掲の検討を要する。 ・風力発電所の設置場所、主任技術者の所在地 ・本県上北地域・函所、津軽地域・函所にも風力発電所を設置し、上北地域内(六所村)に風力発電所、主任技術者を配置。 ・風力発電所までの到着時間 ・上北地域は全て車で2時間以内、津軽地域は車で3時間以内。 ・これまでの事故状況と種類等 ・遠隔復帰可能なもの現地確認・修理が必要なもの発生。詳細は補足資料に記入。 ・遠隔監視制御設備システム及び事故対応について ・風車の運転状況が随時確認できるシステムを採用。詳細は補足資料に記入。事故対応は、台風、地震等場合分けして対応マニュアルを作成。	環境・エネルギー・産業創造特区	1 0 3 7 0 2 0	青森県	経済産業省					
1110070	風力発電施設に係る工事計画(変更)の審査期間短縮化	電気事業法第48条	届出を受理した日から30日以内に経済産業大臣が技術基準の適合性を審査し、必要があれば工事計画の変更、廃止命令を発する。当該届出をした日から30日を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。	電気事業法により、工事計画(変更)の届出受理後30日は工事開始できないが、工事計画(変更)の届出受理後すぐに工事開始可能とする。	D	変更の場合は、審査項目や様式を簡素化する	回答のとおり、電気事業法第48条3項では、各号のいずれにも適合しない期間を短縮する場合に30日という期間を短縮することができることと定められているが、届出審査期間に多量の資料準備しなくてはならない負担が大きい。資料等を全て揃えたとしても電力供給義務のある電力会社と比べ、一般の風力発電事業者に適用されることは稀で、本事業の事業者も認められたことがないのが実状である。また、届出受理前に書類について取り取りを重なり、計画内容を受理前から把握できずとも考え、技術基準の適合性を審査するために一律30日が必要か疑問である。よって、再度の検討・回答を要する。	回答のとおり、電気事業法第48条3項では、各号のいずれにも適合しない期間を短縮する場合に30日という期間を短縮することができることと定められているが、届出審査期間に多量の資料準備しなくてはならない負担が大きい。資料等を全て揃えたとしても電力供給義務のある電力会社と比べ、一般の風力発電事業者に適用されることは稀で、本事業の事業者も認められたことがないのが実状である。また、届出受理前に書類について取り取りを重なり、計画内容を受理前から把握できずとも考え、技術基準の適合性を審査するために一律30日が必要か疑問である。よって、再度の検討・回答を要する。	D	定型化された工事等であっても30日も審査期間としては必要がない場合には、30日以下に工事開始禁止期間を短縮できることとなっている。したがって、現行制度でも短縮できることは担保されている。個別の案件について、相談して頂いて、適切に対応することとした。	環境・エネルギー・産業創造特区	1 0 3 7 0 3 0	青森県	経済産業省					
1110080	障害者を多数雇用する企業との優先契約			障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	E	国の調達には、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執行されるなかで、官公需法については、中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、「官公需法」)は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているもの。提案にある優先契約については、会計法令等の中でその定義が定められているものであることから、官公需法の適用外である。	E	国の調達は、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執行されるなかで、官公需法については、中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、「官公需法」)は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているもの。提案にある優先契約については、会計法令等の中でその定義が定められているものであることから、官公需法の適用外である。	E					1 0 3 8 0 3 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省			
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り)を税関に提出しなればならない。	C	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を講ずることが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案理由】 干葉類は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は札幌市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域活性化、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。 歴史的にも古代朝廷の祭事を通じて大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたとされ、各地に伝承が残っている。 札幌自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	C						1 0 5 2 0 1 0	農事組合法人札幌自然王国	厚生労働省 経済産業省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号 管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻-第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならぬ。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	C		<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うにあたっては、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国内の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトモロシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売している。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて、お箸を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どものための新しい産業へつなげていきたい。</p>		<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>						1067010	高知ベンブユニオン	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻-第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならぬ。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	C		<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うにあたっては、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国内の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトモロシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売している。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて、お箸を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どものための新しい産業へつなげていきたい。</p>		<p>私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>					1084010	株式会社グライシル	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻-第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならぬ。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	C		<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うにあたっては、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、原料から加工まで韓国産をコントロールしながらつくりを実施しており、国内の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、製造拠点である千葉県、すま市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘルプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげた。</p>		<p>私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>				1088010	有限会社ビッグフィールド	厚生労働省 経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻-第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならぬ。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	C		<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うにあたっては、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>熊本県は豊後造とイガサの産地であり、同時に豊後県に使う糸糸は、麻を使用しており、昔から大麻栽培も盛んであった。当社では、麻の束をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのために栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無臭の繊維物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を促し、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>		<p>私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>				1090010	たしる屋	厚生労働省 経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻-第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならぬ。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	C		<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うにあたっては、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生糸製造とイガサの産地である。同時に豊後県に使う糸糸は、麻を使用しており、昔から大麻栽培も盛んであった。当社では、麻の束をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのために栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無臭の繊維物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を促し、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>		<p>「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を維持する必要がありますが、違法栽培や乱用を防止するための措置を提案者側において講ずることにより、規制が緩和される可能性はあるのか、或いはあらゆる措置を講じたとしても緩和は認められないのかについてお尋ねいたします。</p> <p>併せて、緩和される可能性があるのであれば、栽培許可の有無、栽培の管理や外部からの個人対策、収穫した種や茎の処理の管理及び報告等、業の廃棄方法やマニフェスト管理等、様々な条件が付けられるものと思いますが、こうした事項について具体的に「アパ/イイを働いた(宜しいお願い致します。</p>				1090010	産業747研究会「麻の町」	厚生労働省 経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和			<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻-第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならぬ。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	C		<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うにあたっては、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生糸製造とイガサの産地である。同時に豊後県に使う糸糸は、麻を使用しており、昔から大麻栽培も盛んであった。当社では、麻の束をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのために栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無臭の繊維物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を促し、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>		<p>「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を維持する必要がありますが、違法栽培や乱用を防止するための措置を提案者側において講ずることにより、規制が緩和される可能性はあるのか、或いはあらゆる措置を講じたとしても緩和は認められないのかについてお尋ねいたします。</p> <p>併せて、緩和される可能性があるのであれば、栽培許可の有無、栽培の管理や外部からの個人対策、収穫した種や茎の処理の管理及び報告等、業の廃棄方法やマニフェスト管理等、様々な条件が付けられるものと思いますが、こうした事項について具体的に「アパ/イイを働いた(宜しいお願い致します。</p>				1090010	産業747研究会「麻の町」	厚生労働省 経済産業省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管・関係官庁		
111090	産業用大麻草の種子に関する輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱い指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危機感を感じ、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木座平にある三木家は、忌部のまつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラウエ)を献上しています。徳島・大麻と書くても通じではないほど、深い関わりがあります。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまっただけの大麻栽培風景。これは、バイオマス的に見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。									1 1 1 1 0 1 0	ヘンプリズム志国プロジェクト	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻草の種子に関する輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱い指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危機感を感じ、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木座平にある三木家は、忌部のまつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラウエ)を献上しています。徳島・大麻と書くても通じではないほど、深い関わりがあります。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまっただけの大麻栽培風景。これは、バイオマス的に見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。								1 1 1 2 0 1 0	ヘンプリズム志国プロジェクト	厚生労働省 経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農産物の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、新素材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の削減及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生産量が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、暖房の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農産物の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。									1 1 2 0 1 0	バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農産物の振興を図ることができる。 【提案理由】 木・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、新素材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の削減及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 当社は、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客様の多くから高品質を高く評価をいただいている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関してはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。								1 1 2 7 0 1 0	KAVA	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	大麻成分が著しく少ない(大麻成分THC含有率0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関する、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トチギシロという低THCの品種の育成・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻種子の輸入を可能にし、大麻栽培農家の生産活動を容易にしてほしい。	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食性全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統作物である。また最近では、ヘンプと呼ばれる、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、売れ代を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に狼、熊、猪)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因となっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。									1 1 2 8 0 1 1	とやま中山間地利用促進フォーラム	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	EU及びカナダは、単一協約加盟国であるが、産業用大麻の運用規制を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低THC品種のどちしるで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低THC品種を区別して管理することができる。問題は、現行規則が今日のニーズに適合していないだけである。低THC品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の公正流通を妨げないため、大麻の種子輸入から栽培管理のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。								1 1 2 7 0 1 0	とやま中山間地利用促進フォーラム	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号管理	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている雄雌採取目的の品種は低THCであり、必ずしもTHCを含むことが担当所種は乱用につながる恐れがあるが、神事行事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発された毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。岐阜県産業用大麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という言葉の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内特色ある麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県産麻である「活力ある地域づくり」を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、検討のうえ回答された。			当協会では低THC(0.3%未満)のものであれば精神作用(心理的作用ではない)が現れない科学的根拠や海外での政府による規制管理体制のもと健全な運用が出来るという事業に基づいて提案したが、「THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる」との回答である。国内において産業用大麻で精神作用が現れた事例や乱用につながる事例があれば回答願いたい。また、産業用大麻品種の国際的な基準をTHC含有量0.3%未満で設定したのか?国内の文献がないので海外の文献に頼らざるを得ないが参考資料として補足するので一読のうえ産業用大麻品種が乱用の危険性があるか再考願いたい。	C	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。とりまますが判別が困難なのは日本国の法的・技術的問題であり、現在、国内で生産が困難な食料・エネルギー(石油)など輸入に頼り切っている日本国の現状をかんがみれば、低THC品種の管理・栽培が国内で困難である以上、EU及びカナダ等の政府公認種子会社がTHC管理する大麻草種子輸入に頼ってみてはどうか?				1 4 3 0 1 0	岐阜県産業用大麻協	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとすると、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 広島県は、大町町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島県教育委員会)による戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的役割は終わっていったが、特に佐東町安佐南と「農業が大自然の恵みを受け継ぎ、資源を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ない」と考え、歴史を振り返り、事業を持つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の原料の供給を担うことを計画している。若いことに「あずま」と呼ばれる。いわしなどの小魚の中に入った麻とおからの煮物を詰めたものが郷土料理であり、これを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの輸入になってしまいが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、検討のうえ回答された。			THCが0.3%未満であっても精神作用が現れた日本の事例や根拠を示して欲しい。 低THC品種は、EU諸国で10年、カナダで8年の商業栽培経験があり、薬物乱用につながるという報告はない。科学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と使用規則を定めることは十分可能ではないか。 「私たちは昔年に船舶の体積の問題があることを認識している。これは薬物政策以前の問題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかないという根本的理由はならぬ。よって薬物乱用防止の観点以外での回答ができない場合は、諸外国の行政組織も能力が劣っていると理解し、協力したい。」	C	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。				1 8 0 0 1 0	有限会社イー・コーポレーション	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとすると、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と衣に活用でき、建材、断熱材、不燃布として欧州諸国で産業化実用があり、国内でも実用は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の削減及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生産速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、検討のうえ回答された。			大規模な事例のように大麻成分の医療利用の有効性が注目され、沖縄製薬(株)を通じて研究し、産業振興に役立てるため、同国の製薬会社が日本の規制のために海外で研究するのは有用な医薬シーズを失うことを意味する。有用な医薬シーズを日本で研究できない理由についてご回答願いたい。 (厚生労働省に対する意見)	C	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。				3 0 0 7 0 0 1 0	NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ	経済産業省 厚生労働省	
1159010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀され熱処理されたものについては、麻薬取締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略できるようにし、通関を迅速にすることで事業運営に支障のないように規制を緩和していただきたい。	当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレストランを経営しているものである。経済産業省薬第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしている。」が、通達が出された当時とは、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書が必要としている。麻薬取締部の発芽試験には7-10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の遅延となっている。大麻の油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したもの非発芽試験については輸出の公的な証明書を提出することで確認することができる。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、検討のうえ回答された。			発芽可能な大麻の種子の流通は、国内における大麻の不法栽培及び乱用拡大につながるおそれがあることから、未然に防止する必要がある。したがって、たとえ輸出の公的機関が発行した熱処理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱穀後の大麻の種子であっても、我が国の麻薬取締部において発芽不能であることを確認することが必要不可欠である。	C						1 1 5 9 0 0 1 0	株式会社ニュー・エイジ・トレーニング	厚生労働省 経済産業省
1110100	火薬類取締法における第二十三条(取扱者の制限)	火薬類取締法第23条	18才未満の者は、原則として火薬類の取扱いをしてはならない。	火薬類取締法における年齢制限は、18歳以上をむねとしているが、特区内の特設条件下での緩和を許可していただきたい。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、は花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした市の経済活性化を計る上でも障害となっている。年齢制限を特設条件下(特区内)で火薬類取締法において取り扱いは責任立会員の下の下に緩和することに よりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	C		後継者育成の観点から、家内工業で花火を製造する場合については、18歳以下の者に火薬類の取扱を許可できないかご検討いただきたい。	C		火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、第23条において18歳未満の者が火薬類を取り扱うことを原則として禁止している。18歳以上としていることに関しては、例えば労働基準法第62条において、使用者は18歳未満の未成年者を雇用の目的で採用してはならないとする規定があるように、その危険性にかんがみれば、火薬類取締法第23条の年齢制限は合理的であると考え、当該要望に関しては、その製造が特定の作業場において責任者のもとで行うことを条件に許可することを求めているが、これをもって18歳未満の者が火薬類を取り扱うことに関して十分な安全性を確保できるか定かたは、年齢規制の緩和を認めることはできない。なお、本年6月には、大仙市の煙火製造所において、従業員の高衣に付着していた火薬が着火し従業員が火傷を負う事故が発生しており、このことから、火薬類の製造作業には危険性を伴うことがいづれおそれられる。	C		後継者育成の重要性は理解できるものの、家内工業が否かを問わず、製造所内外の公共の安全確保や年少者の安全確保がまず優先されるべきであり、容易に年齢規制の緩和を認めることはできないとされている。なお、煙火の製造作業のうち、玉貼等の危険性が少ないと認められる作業工程については、火薬類取締法施行規則第84条第1項第2号により、18歳未満の者に行わせることも可能となっている。				1 0 7 2 0 1 0	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号 管理番号	提案主体名	制度の所管・関係府庁		
1110110	火薬類取締法における第二十五条(消費)の規制緩和	火薬類取締法第25条 火薬類取締法施行規則第49条	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、一定の場合にはこの限りでない。 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量(打爆煙火関係) 6センチ以下の丸玉:50以下 6-10センチ以下の丸玉:15以下 10-14センチ以下の丸玉:10以下 火薬200本以下の仕掛け:一 等	火薬取締法 第25条(消費)事項の規制緩和(火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制緩和) 特区内での花火打ち上げに対し、火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制を *6センチ以下の丸玉100以下 *6-10センチ以下の丸玉30以下 *10-14センチ以下の丸玉20以下 *火薬300本以下の仕掛け一台に緩和していただきたい。現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していない。 現行 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量における打ち上げ花火の規制 *6センチ以下の丸玉50以下 *6-10センチ以下の丸玉15以下 *10-14センチ以下の丸玉10以下 *火薬200本以下の仕掛け一台	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、自前より花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量には火災業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工業者やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性化を計る上で障害となっている。消費許可消費量を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と過半数化が可能となる。また、日本の花火のその芸術性と安全性は近年ますます高くなり現行法規制の緩和は花火文化飛躍発展に寄与している。	C	火薬類取締法施行規則第49条で定めている無許可消費数量については、消費する者のみならず周辺の者の安全も確保するという保安上の観点から、現状において容認しうる上限を定めるものである。現在無許可としている消費数量にあっては、安全が確保できない。事実上無許可消費に係る事故が3件発生しており、こうした点も勘案すると、これ以上上限を緩和する合理的な理由が存在しない。 なお、無許可消費数量を超えて都道府県知事の許可を要する場合であっても、都道府県知事の許可はその範囲内で包括的に運用されている事例もあることから、許可権者である秋田県へ相談された[1]なお、各自自治体の状況等を知りたい場合は、保安課まで御相談いただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、右提案主体からの意見を踏まえ、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。				右提案主体からの意見を踏まえ、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。			前回提案で秋田県との個別交渉を行ったが、対応が厳格なまま進んでいない。また、現在は花火の打ち上げの数量規制については十分安全確保が必要であるという観点で、特区内の打ち上げ業者に特化した、なおかつ過去の事故原因(打ち上げ業者)などを踏まえて審査を行ったうえで、審査に合格した業者が許可を与える方式での緩和が実現しないか検討していただきたい。審査基準案を補足資料に添付する。	花火特区による 交流人口増加	1 0 7 2 0 2 0	大曲商工会議所・ 花火ときめきチーム	経済産業省		
1110120	南種子町(古式銃)銃砲隊による火銃銃発射の日程や時間の変更も迅速に対応できるように関係法令の一部改定	火薬類取締法第25条、第50条	もっぱら銃等又は薬銃に使用される薬包等に関しては、法第25条中「経済産業省」とあるのは、「内閣府」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用薬管又は銃で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても同様。	火銃銃(古式銃)の発射において、現状の法令では、南種子町銃砲隊(南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出をを行い、許可を受けて消費することとなっている。) 古式銃用火薬類に係る消費については、火薬類取締法第50条の2により許可権者が都道府県公安委員会となっていることから、警察庁からの回答を参照された。	現在、お祭りなどのイベント時に南種子町(古式銃)銃砲隊が種子島と呼ばれる火銃銃の(空砲)試験を行い観光客やお祭りに参加した人々に体験してもらっている。しかし、雨が降ると試験も出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に関する届け出と許可まで一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合がある。そこで、許可申請から許可を受けるまでの期間が短縮されるよう、南種子町においては、同時手続きの簡略化、若しくは届け出を簡略化していただくこと、観光客を含めて、より多くの機会に試験を見学していただく、歴史的に一貫して簡略化していただくよう経済産業省令など関係法令の一部改定をお願いいたします。	E	古式銃用火薬類に係る消費については、火薬類取締法第50条の2により許可権者が都道府県公安委員会となっていることから、警察庁からの回答を参照された。									種子島銃砲隊	1 1 6 0 0 2 0	種子島U・エターナルリゾートセンター	警察庁 経済産業省		
1110130	商工業者法に係る許可権の承への移譲	商工業者法第7条	商工業者法第7条	商工業者法第7条	【実施内容】 商工業者法に関する事務を地方公共団体(県又は基礎自治体)において一元に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。 【提案理由】 商工業者法に関する事務は、国と県で権限が分散している。現在、国が所管している権限のうち、国際的・広域的な視点からの判断、調査や、全国的に一定水準、同質な組織、事業運営の維持が必要と思われる事項は、輸出品の原産地証明に関する権限、都道府県をまたがる合併に関する権限のみである。それ以外の権限については、現在、定款変更の認可権限についてのみ検討を進めるとの回答がなされているが、地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、他の権限についても同様に地方公共団体(県又は基礎自治体)に早期に移譲すべきである。	C	商工業者法は、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図るだけでなく、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与すべき使命を担った組織である。商工業者法は、その地区内にとどまらず、税関手続の簡素化に関する国際条約に基づく輸出品の原産地証明や、国際的な商取引の効率化に関する関係、関税又は仲介を行うなど、広域的な事業活動を行っている。 こうした、商工業者法に係る許可権限については、平成17年度に商工業者法と調整を行い、検討を行った結果、定款変更については、実地調査をし、必要に応じた意見の交換を行うこととし、一方で、それ以外の許可権限については、引き続き国に権限を移すべきとの結論に至ったことである。 これは、前述のような商工業者法の有する広域性・国際性等の性格に鑑み、国際的にも高い信頼性を得るためには、全国の商工業者法の同質性を確保することが重要だと考えられているからであり、商工業者法の組織の根幹に関する許可は、国が行うべきものである。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。				商工業者法に係る許可権限については、まず、平成19年度中に行う定款変更に関する認可の権限調査及び検討が必要と考えられている。この規定に基づく(許可)権限については、二重行政を廃止し、必要に応じた意見の交換を行うこととし、一方で、それ以外の許可権限については、引き続き検討していただきたい。			定款変更「商工業者法」名称使用許可の権限については、主に全国的な事業を行う日外国経済団体が対象であるので、都道府県に権限移譲することは不適切と考えられる。			広島県	1 0 8 2 0 2 0	広島県	経済産業省
1110140	大規模小売店舗立地法に係る条例制定権の見直し	地方自治法第252条の17条の2 地方自治法第252条の1の2	地方自治法第252条の17条の2は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例で定めるところにより、市町村が処理することができる」と規定している。 他方、大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」といふ)第3条第2項は、「都道府県は(中略)条例で、周辺の地域の生活環境の保持に十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準を定めることができる」と規定していることから、基準面積に代わる基準を定める権限は条例制定権者に譲渡するものとして定めている。	大規模小売店舗の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主的かつ効率的な取組が可能となる。 【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、大規模小売店舗立地法に定める事務を条例制定により、基礎自治体に移譲している。 しかし、大規模小売店舗立地法第3条の「県条例制定による基準面積に代えて適用すべき基準を定めることができる」と規定していることから、基準面積に代わる基準を定める権限は条例制定権者に譲渡するものとして定めている。 このため、現行制度では、大店立地法第3条第2項に規定される権限については、地方自治法第252条の17条の2に基づいて市町村に移譲することはできない。	C	大店立地法第3条第2項により「前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域、すなわち条例で規制を緩和できる基準及び区域として、一般的には周辺の生活環境に影響を与え得る規模の店舗については、も市町再開発等が計画的に行われているなど、周辺の開発状況、道路の整備状況、住居の立地状況等の地域的な特性に照らして、国が定める基準よりも大きな店舗が出現して、周辺生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと判断できる区域を想定している。 本条例は、法律の規制適用対象であるか否かを確定する(条例で定める基準)であっても住民は自らの対応もできないための特に重要な事項であることから、民意を反映する手段である条例で規定することとしているものである。また、大店立地法が生活環境に及ぼす影響については、市町村間に立地する店舗など大型店の立地場所によっては、市町村のみでは判断することが適当なケースもある。このような点を踏まえ、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条例以上に、都道府県による広域的な観点から判断することが不可欠であり、他の都道府県の権限を市町村に事務委託した場合であっても、本条例の都道府県知事の権限を市町村に譲渡することには適当ではないと考えられる。なお、大店立地法は施行後7年を経過したが、第3条第2項の規定の活用実績は、現時点では、市町村が全ての事務を自己完結的に処理できる事例についても承認していない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。				措置の要に記述した点の他、全国的な権限委譲については、本法を含むまちづくり三法の見直しについて検討を行った審議会(産業構造審議会生活環境部会・中小企業政策審議会商業委員会商議部会)などの議論において、規制を受ける小売業者からは、地方の独自の運用を懸念する声や強いなど市町村への権限委譲を望まないのが実情である。他方、都道府県が地方自治法に基づき市町村に大店立地法の事務を委譲することと可能としている場合に、市町村からの申し出がないなど市町村が積極的に本法の事務を行う意思を有していないことも少なくない。 以上のような状況に鑑みれば、一律に市町村に事務を委譲することは適切ではなく、地方自治法第252条の17の2を活用して、都道府県の一定の関与を残した上で事務を担おうとする意思と能力のある市町村に対して都道府県が権限を委譲することとする。市町村にも選択権のある運用の体系が適当である。 なお、1)大店立地法に関する事務(議会に委任されている法3条2項を除く。)については、地方自治法第252条の17の2に基づく(条例)により18の市町村が担当することとされたことである。その運用状況を注視することとし、2)市町村が本法の事務の委託を都道府県に求めた際に都道府県が対応していないケースがあるか否か、都道府県議会に委任している条例(法3条2項)について具体的な活用状況の有無や市町村議会に権限を委譲すべきとの要請があるか否かなどについては、必要に応じ情報収集していくこととした。			本県では、大店立地法の知事の権限に属する事務について、平成17年度から市町村の要望に基づき、順次市町村への移譲を進められていることであるが、市町村の要望の中で、基準面積をめぐり移譲すべきの意見が出されたなど、当該事務を自己完結的に実施できるよう制度改正を求める声がある。 現時点では、市町村が独自の基準を設けたい旨の具体的な提案はないものの、地方分権推進の観点から、市町村において当該事務が自己完結的に実施できるよう、条例制定の移譲について、制度の見直しを検討していただきたい。			広島県	1 0 8 2 0 2 0	広島県	経済産業省
1110150	工場立地法に係る条例制定権の見直し	工場立地法第4条の2第1項	工場立地法第4条の2第1項	特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主的かつ効率的な取組が可能となる。 【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、工場立地法に定める事務を条例制定により、基礎自治体に移譲している。 しかし、工場立地法第4条の2「県条例制定による基準面積等の地域率則制定、事務は、条例制定で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、規定を設けることの見直しが必要である。 地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町村が全ての事務を自己完結的に処理できるような提案となる。今年、新たに制定された企業立地促進法により、工場立地法の特例措置として、基礎自治体において基準設定のための条例制定を可能とする制度が設けられたが、ある自治体や地域が特定の国に同意を得る必要があるため、対象となる自治体や地域が限定的となり、手続き上も県や国の関与が必要となるなど、各自自治体が各自判断で運用するには、問題が残されているものと考えられている。	D	工場立地法第4条の2においては、都道府県(政令指定都市を含む。)が、国の準則に代えて、管内市町村等の実情に応じた緑地面積率、環境施設面積率を設定する地域率則制定を定めることができることとなっている。 しかしながら、罰則における市町村の実情に応じた緑地面積率等を設定する条例は、そのような条例を制定することは難しいとの意見も見られた。こうした状況を踏まえ、産業構造審議会地域経済産業分科会において、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう制度の検討を行い、これを踏まえ、本年6月11日に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集約の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」といふ。))において、工場立地法の特例(第10条-13条)を設けることにより、都道府県及び市町村が基本計画で定める「企業立地促進法」に適用する市町村が、国の準則又は都道府県の地域率則に代えて当該区域に適用する緑地面積率、環境施設面積率を条例で定めることができるよう措置したところである。 ご指摘のケースについては、新たに譲られた当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることは、現状においても可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。				企業立地促進法については、次の点から問題が残されているものと考えている。 都道府県及び市町村が基本計画を定め、国の同意を得た上で、更に市町村で条例制定を行うことになり、市町村は大幅に広域化しており、一定程度広域的な観点からの法律適用は可能であると考えられる。 以上のことから、まちづくりの主体である市町村が、全ての運営事務を自己完結的に実施できるような、条例制定権について審議会に意見を述べていただくこととする。			基本計画策定のために地域産業活性化協議会を設立する必要がある。計画の内容も多岐にわたるため、基礎自治体の独自判断による条例制定と比較すると、手続きは煩雑になると言わざるを得ない。 基準面積及び集積促進地帯の面積が削減されるため、限定的と考えるべきである。 計画期間が延長可能とは言い、期間の定めがあることと明確であり、一時的措置と言わざるを得ない。 以上のほか、企業立地促進法の協働効果としてではなく、地方分権の観点から、基礎自治体独自の判断による基準設定できる制度となるよう検討していただきたい。			広島県	1 0 8 2 1 0 0	広島県	経済産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号管理	提案主体名	制度の所管・関係府庁				
1110160	液化石油ガス販売業務報告書、及び「保安業務実施状況報告書」への押印または自署署名の省略	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条及び運用及び解釈(通達)	液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者についての適正化に関する法律施行規則第132条及び運用及び解釈(通達)	現行法施行規則の運用及び解釈(通達)により規定されている報告書への押印または自署署名について、代替の本人確認ができる場合において、省略可能とする。	液化石油ガス販売事業者及び保安業務事業者が、毎事業年度経過後3ヶ月以内に販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況等を都府県等へ報告する「液化石油ガス販売業務報告書」及び「保安業務実施状況報告書」への押印または自署署名の省略を可能とする。 提案理由: 類似の報告書である「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」には、液化石油ガス法施行規則で様式が規定されているにもかかわらず、押印等の定めが無く、一方通達により様式が定められている上記2報告については、押印または自署署名が規定されている。 このため、本業では、電子申請システム開発を行った際、公的個人認証または商業登記認証を求める手続とせざるを得なくなり、結果として、平成17年4月から電子による申請を可能としたが、全く利用されない状況となっている。 手続を簡素化することにより、県民の初期負担(電子証明書の発行及びカードリーダー・ライターの導入)が無くなることにも、利便性の向上が見込める。 代替措置: 本県が開発している上記2手続の報告について、販売事業者の登録番号または保安機関の認定番号の入力を必須としていることからなりずし報告ができないシステムとなっている。	F		「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」において定められている液化石油ガス販売事業者及び保安業務実施状況の報告の様式(様式1、2)について、押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ検討する。との回答をいただいたところですが、対応時期について、本年度中の対応をお願いしたい。		今後、本県からの提案に対し、押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ検討する。との回答をいただいたところですが、対応時期について、本年度中の対応をお願いしたい。	F		押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえつつ、本年度中の対応を目指し検討する。					1 0 8 3 0 1 0	和歌山県	経済産業省			
1110170	工業用水道料金の減免措置	工業用水道事業法第17条第3項第4号	工業用水道事業法第17条第3項第4号において、工業用水の料金は特定の者に対し不当な差別的取扱を許すものではないこととしている。	生産活動に利用しない公共用の雑用水については、利用料金の減免が可能とする。	工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退により料金収入が減少し、非常に厳しい経営状況になっており、事業の安定経営の視点から利用促進が急務となっている。そこで一定の利用に限り利用料金を減免することにより、利用を促進し、工業用水道事業の安定的な運営を目指す。 現状: 工業用水道料金は、適性な原価に照らし公正なものと見て、公平性の観点から差別的料金は認められず、特定の事業者への差別的な料金減免などの措置は認められない。 具体的提案: 生産活動に利用しない公共用の雑用水について、利用料金の減免を行うことにより、工業用水道の利用促進につながる。具体的には、歴史的に価値のある伊丹市昆陽池の水質浄化など環境面から生態系を守り財産を将来に引き継いでいけるため環境用水として活用することにより、住民の一定の理解を得ると共に工業用水道事業の安定的な運営および企業への支援にもなり、地域への貢献や産業の活性化に結びつくと考える。	C	工業用水の利用料金については、工業用水道事業法第17条第3項の規定に基き、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正なものと見て設定されているものであり、特定の者に対して優遇的取扱いを行うことは、通常の利用料金を支払う工業用水道利用者との公平性を失するものであり、不相当だと考える。		本市の工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退等により使用水量が減少し、利用促進にむけ日夜努力しているが、現実には非常に厳しい状況である。そこで経営改善の立場から利用促進の一つの方策として、生産活動に利用しない公共用の雑用水、例えば、市民や鳥たちのオアシスとなっている本市昆陽池公園内の自然池の水質浄化等、非常に公共性の高い使用に供することが明白である場合には、料金減免できるようにご検討いただきたい。	D		いただいたご意見によれば、工業用水道施設を利用して工業用水以外の用途に給水することを、恒常的に、また、大量に行うことを予定しているものと想定されます。こうした場合には、工業用水道事業法第6条第1項の規定に基づき、給水能力等の変更の届出を行い、工業用水以外の用途に供する用途、工業用水道事業法の適用対象外である用途とする必要がある。これにより、当該工業用水の利用料金の設定については、工業用水道事業法の規定による必要はなくとも考えます。この場合において、当該工業用水道施設の布設について、国の工業用水道事業費補助金を利用しているときには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定に基づき、目的外使用に係る各府省庁の長の承認を受ける必要があります。この承認については、工業用水道事業法の規定による必要はなくとも考えます。また一般利用者との公平性を失するとの指摘については、利用者間で構成する工業用水協議会において承認を得たのち減免するものと公平性を配慮する。		右提案主体からの意見を踏まえつつ検討のうえ回答された。			今回の提案は、単に用水の確保のために工業用水の雑用水を譲り受けようとするのではなく、工業用水道事業の経営が非常に厳しい状況にあるための打開策である。経営改善の立場から利用促進の一つとして公共性の高い環境用水の使用を提案したものであって、事実、昆陽池の池水については、現在、井戸水で十分確保している状況にあり、使用水量は少量かつ断続的でも良いと考え、具体的には、利用促進の立場から井戸水に代わって工業用水の使用を考えたものであるが、井戸水より単価の高い工業用水を使用することは一般に市民の合意が得られないため、井戸水単価と同等以下にするための減免措置を提案したものである。				1 0 1 0 1 0	伊丹市	経済産業省
1110180	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種:織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて3年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業界の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が持たれず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。産業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織造準備センターが受け入れ機関となっており、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C	研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係府庁が制度の見直しについて、検討しているところである。当省の研究会においても、制度の適正化策に加えて、技能移転の高度化、充実を図る観点から、優秀で意欲のある実習生について、一旦帰国後、一定の要件のもと、更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入すべきという提案をしているところである。今回要望のあった、対象となる全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するという案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。		研修生は、3年間の滞在期間で播州織りの製造準備工程を習得することかできます。派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得が必須である。更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入し、管理者の育成等を含めた、制度の高度化を図るべきという提案をしているところである。全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するといった要望案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。	C		先回答したとおり、研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係府庁が制度の見直しについて、検討しているところである。今回、再要望の理由として記載された、管理者の育成等に関しては、当省の研究会においても議論が行われており、研究会といたしまして、優秀で意欲のある実習生について、一旦帰国後、一定の要件のもと、更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入し、管理者の育成等を含めた、制度の高度化を図るべきという提案をしているところである。全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するといった要望案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。		右提案主体からの意見を踏まえつつ検討のうえ回答された。					1 1 2 4 0 8 0	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省			
1110190	東京湾岸地域における経済特区	(1)特許法第107条、第109条、第195条及び第195条の2、産業技術力強化法第17条 (2)特許法第30条	(1)特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付ししなければならない手数料、特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 (2)特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6ヶ月以内に出願を行ない、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法の規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など幅広い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点などの形成を図る企業に対し、インセンティブを講じることで集中投資を促すしくみを構築し、国際競争力を強化する。 1 産出企業に対する無償指導費 2 1 無償保証の軽減及び登録免許料・法人事業税・事業所税・不動産取得税の免除 (2) 上記の特例による地方税減収分の実質的な補填措置 3 民間部再生事業計画の積極的な認定による融資制度・税優遇措置の拡充 4 法規制の緩和 (1) 特許料・特許審査請求料の軽減 (2) 特許出願猶予期間の延長	C		(1)平成16年4月、審査請求構造の改革等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正を行ったところ(審査実費に近(まで)審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた)。このような中、特定した地区の一部の企業についてのみ審査請求料及び特許料を減免することは、特許制度の原則である受益者負担、また、特許特別会計の収支損益の観点からも適切ではない。									1 1 4 1 0 1 0	東京都	経済産業省				

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号 管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1110200	環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮	環境影響評価法 電気事業法第46条の2～第46条の22	発電用の電気工作物の設置・変更を行う場合、事業者は環境影響評価に伴う方法書、準備書、評価書の届出が義務付けられており、評価書の記載に従って環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施しなければならない。	工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリプレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という。)の実施が必要である。そこで、リプレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー(以下「省エネ」という。)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。	【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンバインドサイクル発電設備へリプレースするものである。 これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。 【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。 従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～10年程度の期間を要する。 この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。 今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。 これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。 尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	-	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見		1 1 4 6 0 1 0	住友金属工業株式会社	経済産業省 環境省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1130010	1132(1144, 1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項第4号 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目をその構造改革特別区域計画に特定事業の内容として記載しなければならない。 また、この場合においては、経済産業大臣（IPAが試験を実施する場合にはIPA）が、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を判定するために適切であると認めた問題により行う修了認定に係る試験を合格することによりその修了が認められる。	1 拡充提案	修了認定に係る試験において、IPAに「民間資格の試験問題」の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。 この「民間資格の試験問題」に係る審査について、「出題項目のみの審査、や「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。	修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのと同時に、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、「IPAより」民間資格の試験問題も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料（1問3万円）を納める必要がある。 IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、「出題項目のみの審査」を行えば足りるものと考え、 また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定等も年度単位で実施されるため、「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。上記の見直しが行われることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものと考えられる。	C	-	修了認定に係る試験における独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査については、経済産業省告示第249号第1条第1項第3号に基づき、民間資格を取得するための試験の試験問題（以下「民間資格試験問題」と）と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行っているところ。 情報処理技術者試験（以下「情処試験」）のうち、基本情報技術者試験については、合格のための第1段階に当たる午前試験について規制緩和の中で構造改革特区制度による特例及び情報処理技術者試験規則における特例により免除する受験形態を認めているが、特例を活用しない場合も含めていずれの形態を選択して受験しても同様の知識・能力の実証がなされなければならないことは自明である。本ケースで情処試験の一部免除を行うに当たっては、実際の民間資格試験問題と修了試験問題が、情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認することは上記の理由から受験者間の公平性を確保するために不可欠である。民間資格試験問題に対する出題項目のみの審査や初回申請時のみの問題審査では、実際の修了試験と情処試験との同等性の確保が確認できず、免除対象科目を修得したかどうかを判定できない。したがって、本提案に対しては対応不可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	情報処理技術者試験との同等性を、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に確認することの必要性は十分認識しているところ。従って、修了試験問題について、申請の都度、実際に使用する問題を「現物審査」することは妥当と考えている。しかしながら、民間資格試験問題の審査について、当該特例措置が過去に民間資格を取得した者に対しても遡って適用されること、直前に実施した過去問題を「傾向審査」していることを鑑み、民間資格の仕様が年度途中で変わらない前提のもと、「年度毎に初回申請時のみの問題審査を行う」、または、「審査結果の有効期間を1年間とする。など、再度、現行規定細目の改定をご検討いただきたい。	C	-	情処試験の一部免除を行うに当たっては、民間資格試験問題と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）が情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認する必要があり、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行うことは不可欠。過去の民間資格の取得者も受講対象として扱っている点については、構造改革特区制度創設の前後によって国民1人1人が不平等な扱いとならぬよう、経過措置として設けているものである。したがって、本提案に対しては対応不可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	まず、情処試験との同等性の確保のために、審査を行うことについては、当方も必要と考えている。しかしながら、その都度審査しなければ同等性が確保できないという点については、過去の審査実績を助案し、年度当初に審査を行えば十分判断できるものとする。仮に、当該見直しに対応不可であるならば、同等性の確保の観点から厳格な審査を実施する以上、修了認定者については、新試験制度においても経過措置として1年間の免除期間が確保できるようにすべきと考える。なお、情処試験の新制度においても民間資格試験の活用による一部免除制度が継続されるものと考え、その際は審査手続き等について制度設計上の配慮を希望する。	2008010	株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	経済産業省